

基 発 第 0 3 1 5 0 0 6 号
平 成 1 7 年 3 月 1 5 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働基準法施行規則等の一部を改正する省令について

行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号。参考資料1）による改正後の行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「改正行訴法」という。）については、平成17年4月1日より施行されるところであるが、本日、労働基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第29号。以下「改正省令」という。参考資料2）が公布され、同年4月1日から施行される所であり、その内容等については、下記のとおりであるので、了知の上、その施行に遺漏なきを期されたい。

なお、下記2 関係通達の整備に関して、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）関係の通達については、おって指示することとしているので了知ありたい。

記

1 改正省令の趣旨及び内容

改正行訴法第46条第1項により、行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、

- ① 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者
- ② 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間
- ③ 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨を書面で教示しなければならないとされたことに伴い、様式を定めている関係省令について、改正を行うこととしたものであること。

具体的には、(1) 及び (2) の様式について、「この命令に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができる（命令があつた日から一年を経過した場合を除く。）。ただし、命令があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して六箇月以内に提

起しなければならない（裁決があつた日から一年を経過した場合を除く。）」との教示文を加え、また（3）の様式について「また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。」との教示文を加えることとしたものであること。

（1）労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）様式第1号の3（第6条の3関係）、様式第7号（第14条関係）及び様式第17号（第50条関係）

（2）年少者労働基準規則（昭和29年労働省令第13号）様式第2号（第3条関係）

（3）じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）様式第4号（第16条関係）

なお、処分を口頭でする場合には、教示をする義務はないことは従前のおりであること。（改正行訴法第46条第1項、第2項及び第3項ただし書き）

また、改正行訴法附則第37条により行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項による審査請求に関する教示も、書面により行うことが必要になったことを踏まえ、上記（1）から（3）までの様式について、審査請求を行うことができる期間として「処分のあつた日から一年を経過した場合を除く。」旨の教示文を加えることとしたものであること。

2 関係通達の整備

様式を定めている以下の通達について、別添1から別添35までのとおり、行政不服審査法第57条第1項による審査請求に関する教示において、審査請求を行うことができる期間として「処分のあつた日から1年を経過した場合を除く。」旨の教示を加えるとともに、「この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる（処分があつた日から1年を経過した場合を除く。）。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない（裁決があつた日から一年を経過した場合を除く。）」旨の教示文を加えるものであること。

（1）昭和43年8月15日付け基発第519号の別紙1（監視断続的労働に従事する者に対する適用除外許可書）及び別紙2（断続的な宿直又は日直勤務許可書）（別添1及び別添2）

（2）昭和56年9月10日付け基発第583号の様式第3号（認定・不認定通知書）、様式第7号（確認通知書）、様式第8号（不確認通知書）、様式第12号（未払賃金の立替払に係る認定の取消しについて）、様式第12号の2（未払賃金の立替払に係る確認の取消しについて）、様式第13号（未払賃金の立替払に係る確認の変更について）、様式第14号（未払賃金の立替払における不正受給に係る返還命令書）、様式第15号（未払賃金の立替払における不正受給に係る連帯返還命令書）、様式第16号（未払賃金の立替払における不正受給に係る納付命令書）及び様式第17号（未払賃金の立替払における不正受給に係る連帯納付命令

- 書) (別添3、別添4、別添5、別添6、別添7、別添8、別添9、別添10、別添11及び別添12)
- (3) 平成4年9月1日付け基発第494号の様式第3号(労働時間短縮実施計画不承認通知書)及び様式第6号(労働時間短縮実施計画承認取消通知書)(別添13及び別添14)
 - (4) 平成5年2月24日付け基発第111号の様式第2号(監視断続的労働に従事する者に対する適用除外不許可通知書)及び様式第4号(監視断続的労働に従事する者に対する適用除外許可の取消通知書)(別添15及び別添16)
 - (5) 平成16年11月22日付け基発第1122001号、16文科初第827号の別添1(児童の使用許可書)及び別添2(児童の使用不許可通知書)(別添17及び別添18)
 - (6) 昭和47年9月18日付け基発第602号の様式第1号(労働安全衛生法第5条第2項の代表者の指名について)及び様式第2号(特定元方事業者の指名について)(別添19及び別添20)
 - (7) 昭和49年3月6日付け基発第105号の別紙(3)の1(安全・衛生管理者解任命令書)及び別紙(3)の2(安全・衛生管理者増員命令書)(別添21及び別添22)
 - (8) 昭和49年6月25日付け基発第332号の様式第1号(事業場の指定について)及び様式第2号(事業場の指定について)(別添23及び別添24)
 - (9) 昭和56年3月30日付け基発第184号の様式3(再・追加検査実施・物件提出命令書)及び様式9(1)(作業転換指示書)(別添25及び別添26)
 - (10) 昭和59年2月13日付け基発第68号の様式第1号(工事着手差止・計画変更命令書)(別添27)
 - (11) 平成元年4月10日付け基発第187号の様式(機械等措置命令書)(別添28)
 - (12) 平成9年8月1日付け基発第546号の2の様式第2号(局所排気装置特例稼働不許可通知書)(別添29)
 - (13) 平成11年12月1日付け基発第682号の別紙2(健康管理手帳不交付決定通知書)(別添30)
 - (14) 平成12年3月30日付け基発第207号の様式第3号(特定機械等の保管に係る認定審査結果通知書)及び様式第8号(特定機械等の保管状況に係る認定審査結果通知書)(別添31及び別添32)
 - (15) 平成14年3月29日付け基発第0329018号の様式第2号(連続運転認定通知書)及び様式第3号(連続運転認定審査結果通知書)(別添33及び別添34)
 - (16) 昭和37年9月29日付け基発第1021号の図(別添35)

別紙 1

監視断続的労働に従事する者に対する適用除外許可書

平成 第 年 月 日

事業場の名称
所在地
代表者職氏名

労働基準監督署長

印

平成 年 月 日付けをもって申請のあった監視断続的労働に従事する者に対する適用除外については、下記の附款を附して許可する。

なお、この附款に反した場合には、許可を取り消すことがある。

記

- 1 監視断続的労働に従事する者の人数は次のとおりとすること。
監視断続的労働 人以内
監視断続的労働 人以内
- 2 精神緊張度の高い労働につかせる等許可した勤務の態様と異なる勤務に従事させないこと。
- 3 断続的労働については、実際に作業する時間の合計がいわゆる手待時間の合計よりも少なく、かつ、実際に作業する時間の合計が8時間以内であること。

(備考)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に労働局長に対して審査請求をすることができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならない(裁決があった日から1年を経過した場合を除く。)

別紙 2

断続的な宿直又は日直勤務許可書

平成 第 年 月 日

事業の名称
所在地
代表者職氏名

労働基準監督署長

印

平成 年 月 日付けをもって申請のあった断続的な宿直又は日直の勤務については、下記の附款を附して許可する。

なお、この附款に反した場合には、許可を取り消すことがある。

記

- 1 1回の勤務に従事する者は次のとおりとする。
宿直 人以内
日直 人以内
- 2 1人の従事回数は次の回数をこえないこと。
宿直 週1回
日直 月1回
- 3 勤務の開始及び終了の時刻は、それぞれ次のとおりとすること。
宿直 開始 時 分より前に勤務につかせないこと。
終了 時 分より後に勤務につかせないこと。
日直 開始 時 分より前に勤務につかせないこと。
終了 時 分より後に勤務につかせないこと。
- 4 1回の宿直又は日直の手当額は 円以上とすること。
なお、この金額については、将来においても、宿直又は日直の勤務につくことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の1人1日平均額の3分の1を下回らないようにすること。
- 5 通常の労働に従事させる等許可した勤務の態様と異なる勤務に従事させないこと。
- 6 宿直の勤務につかせる場合は、就寝のための設備を設けること。

(備考)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 労働局長に対して審査請求をすることができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならない（裁決があった日から1年を経過した場合を除く。）。

(未払賃金の立替払事業)
様式第3号

監督署控用

認定通知書
不認定

殿

年 月 日

労働基準監督署長

年 月 日に提出された下記1の事業主に係る立替払の事由に関するあなたからの認定申請についてはこれを{認定・不認定}とします。
不認定の理由は、下記2のとおりです。

なお、確認申請書の③の申請日には 年 月 日及び④の認定日には 年 月 日と記入してください。

記

1 事業主

本社 (事業主)	フリガナ (名称又は氏名)	号	
	(住所)	別	
代表者	(職・氏名)	規	1.2.3
	(住所)	模	

2 理由

年 月 日から 年 月 日までの間に退職した者であって、未払賃金の額が2万円以上のものが立替払の対象となります。

なお、この処分に不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、労働局長に対して審査請求をすることができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)

また、この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

(未払賃金の立替払事業)
様式 第 7 号

確認通知書(控)

局署No.	-
台帳No.	-

住所

年 月 日

フリガナ

氏名

殿

労働基準監督署長 印

あなたから 年 月 日付けで確認の申請があった事項について、次のとおり確認したので通知します。
 なお、この処分に不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、労働局長に対して審査請求をすることができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます)。また、この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます)。

本 社 (事業主)	フリガナ		号別			
	(名称又は氏名)					
	(所在地又は住所)					
代表者	(職・氏名)		電話	-	-	
	(住所)					
事業場	(名称)		企業規模	1	2	3
	(所在地)					

① 1年以上事業活動を行っていること。	② 労災保険の適用事業主であること。	③ 認定申請日(申立日)	④ 認定日(決定日)	⑤ 雇入年月日	⑥ 退職事由 (更生手続の場合のみ記入)	⑦ 退職労働者の生年月日	退職金制度加入の有無	⑧ 賃金の種類	支払期日			未払賃金の額						
									年	月	日	(円)						
	ア 労働基準監督署長の認定				イ 裁判所の(破産・特別清算・整理・再生・更生)決定			未払賃金の額										
倒産等の事由								定期賃金										
								小計										
								退職手当										
								合計										

未払賃金の立替払額の計算

未払賃金総額又は限度額 () 万円
のいずれか低い額

未払賃金の立替払額

百万	拾万	万	千	百	拾	老
----	----	---	---	---	---	---

円×0.8 =

百万	拾万	万	千	百	拾	老
----	----	---	---	---	---	---

備考

※1円未満の端数は切り捨てる。

(未払賃金の立替払事業)
様式第8号

監督署控用

不 確 認 通 知 書

殿

年 月 日

労働基準監督署長

年 月 日にあなたから確認申請の
あった件については、下記1の事項について下記
2の理由により、不確認と決定いたしました。

記

1 事 項

2 理 由

なお、この処分に不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、 労働局長に対して審査請求をすることができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)

また、この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

〔未払賃金の立替払事業〕
様式第12号

未払賃金の立替払に係る認定の取消しについて

第 年 月 日

住所
氏名

殿

労働基準監督署長 (印)

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第7条の規定に基づき
年 月 日付けをもって通知しました_____に係る認定に
ついては、下記の理由により取消しましたので通知します。

先に交付しました認定通知書は、速やかに返還してください。

なお、この処分に不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から
起算して60日以内に、_____労働局長に対して審査請求をすることができます
(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)

また、この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国
を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日か
ら起算して6ヶ月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過
した場合を除きます。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して
60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する
裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません
(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

記

取消しの理由

〔未払賃金の立替払事業〕
様式第12号の2

未払賃金の立替払に係る確認の取消しについて

第 年 月 日

住 所
氏 名

殿

労働基準監督署長 (印)

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第7条の規定に基づき
年 月 日付けをもって通知しました確認については、下記の理由によ
り取消しましたので通知します。

先に交付しました確認通知書は、速やかに返還してください。

なお、この処分に不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から
起算して60日以内に、労働局長に対して審査請求をすることができます
（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

また、この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国
を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日か
ら起算して6ヶ月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過
した場合を除きます。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して
60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する
裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません
（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

取消しの理由

〔未払賃金の立替払事業〕
様式第13号

未払賃金の立替払に係る確認の変更について

第 年 月 日

住 所
氏 名

殿

労働基準監督署長 (印)

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第7条の規定に基づき
年 月 日付けをもって通知しました貴殿に係る確認については、下記
のとおり変更したので通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から
起算して60日以内に、労働局長に対して審査請求をすることができます
（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

また、この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国
を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日か
ら起算して6ヶ月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過
した場合を除きます。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して
60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する
裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません
（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

1. 変更の理由
2. 変更される確認事項（確認通知書における確認事項の番号）
3. 変更前の確認内容
4. 変更後の確認内容

〔未払賃金の立替払事業〕
様式第14号

未払賃金の立替払における不正受給に係る返還命令書

第 年 月 日

住 所
氏 名

殿

_____ 労働局長 (印)

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第7条の規定に基づき
年 月 日付けで独立行政法人労働者健康福祉機構が貴殿に対して行っ
た立替払について、同法第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり返還を命じま
す。

なお、この処分に不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から
起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処
分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

また、この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国
を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日か
ら起算して6ヶ月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過
した場合を除きます。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して
60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する
裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません
（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

1. 理 由

2. 返還すべき金額

円

〔未払賃金の立替払事業〕
様式第15号

未払賃金の立替払における不正受給に係る連帯返還命令書

第 年 月 日 号

申請者 住所
氏名 殿

事業主 住所
氏名又
は名称 殿

労働局長 (印)

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第7条の規定に基づき
年 月 日付けで独立行政法人労働者健康福祉機構が
申請者 _____ に対して行った立替払について、同法第8条第1項及び第
2項の規定に基づき、下記のとおり貴殿等が連帯して返還することを命じます。

なお、この処分不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から
起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処
分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

また、この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国
を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日か
ら起算して6ヶ月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過
した場合を除きます。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して
60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する
裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません
（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

1. 理由

2. 返還すべき金額 円

〔未払賃金の立替払事業
様式第16号〕

未払賃金の立替払における不正受給に係る納付命令書

第 年 月 日 号

住 所
氏 名

殿

_____ 労働局長 (印)

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第7条の規定に基づき
年 月 日付けで独立行政法人労働者健康福祉機構が貴殿に対して行っ
た立替払について、同法第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり納付を命じま
す。

なお、この処分に不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から
起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処
分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

また、この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国
を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日か
ら起算して6ヶ月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過
した場合を除きます。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して
60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する
裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません
（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

1. 理 由

2. 納付すべき金額

円

〔未払賃金の立替払事業〕
様式第17号

未払賃金の立替払における不正受給に係る連帯納付命令書

第 年 月 日

申請者 住所
氏名 殿

事業主 住所
氏名又
は名称 殿

_____労働局長 (印)

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第7条の規定に基づき
年 月 日付けで独立行政法人労働者健康福祉機構が
申請者 _____ に対して行った立替払について、同法第8条第1項及び第
2項の規定に基づき、下記のとおり貴殿等が連帯して納付することを命じます。

なお、この処分不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から
起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処
分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

また、この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国
を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日か
ら起算して6ヶ月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過
した場合を除きます。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して
60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する
裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません
（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

1. 理 由

2. 納付すべき金額 _____ 円

様式第3号

労働時間短縮実施計画不承認通知書

年 月 日

殿

(労働局長)

年 月 日付で申請のあった労働時間短縮実施計画については、下記の理由により承認できないと判断するに至りましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

様式第6号

労働時間短縮実施計画承認取消通知書

年 月 日

殿

(労働局長)

年 月 日付けで承認をした貴殿の労働時間短縮実施計画の変更は、下記の理由に該当すると認められますので、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第9条第2項の規定により、承認を取り消したので通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

記

様式第2号

監視
断続的 労働に従事する者に対する適用除外不許可通知書

第 号
年 月 日

事業場の名称

所在地

代表者職氏名

労働基準監督署長 

年 月 日付けをもって申請のあった労働基準法第41条第3号に
基づく 監視
断続的 労働に従事する者に対する適用除外については、下記の理
由により不許可とする。

記

(備考)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 労働局長に対して審査請求をすることができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならない（裁決があった日から1年を経過した場合を除く。）。

様式第4号

監視
断続的 労働に従事する者に対する適用除外許可の取消通知書

第 号
年 月 日

事業場の名称

所在地

代表者職氏名

労働基準監督署長 印

年 月 日 第 号により許可した労働基準法第41条
監視
断続的 労働に従事する者に対する適用除外の許可につ
第3号に基づく
いては、下記の理由によりこれを取り消す。

記

(備考)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 労働局長に対して審査請求をすることができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならない（裁決があった日から1年を経過した場合を除く。）。

児童の使用許可書

平成 第 年 月 日
年 月 日事業の名称
所在地
代表者職氏名

労働基準監督署長

印

平成 年 月 日付けをもって申請のあった労働基準法第56条第2項に基づく児童（氏名 ）の使用許可申請については、下記の附款を附して許可する。

なお、この附款に反した場合には、許可を取り消すことがある。

記

許可した勤務の態様と異なる態様に従事させないこと。

(備考)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に労働局長に対して審査請求することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない（裁決があった日から1年を経過した場合を除く。）。

児童の使用不許可通知書

平成 年 月 日
第 号事業の名称
所在地
代表者職氏名

労働基準監督署長

印

平成 年 月 日付けをもって申請のあった労働基準法第56条第2項に基づき児童（氏名 ）の使用許可申請については、下記の理由により不許可とする。

記

(備考)

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に労働局長に対して審査請求することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない（裁決があった日から一年を経過した場合を除く。）。

様式第1号

番
年 月 日
号

殿

〇〇都道府県労働局長 印

労働安全衛生法第5条第2項
の代表者の指名について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第5条第2項の規定に基づき貴社（殿）を〇〇〇〇において行われる〇〇〇〇工事について、同条第2項の代表者として指名します。

備 考

この指名に不服がある場合には、この指名が行われたことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（指名があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この指名に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この指名があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます（指名があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、指名があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、指名の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

様式第2号

番
年 月 日

殿

〇〇労働基準監督署長 印

特定元方事業者の指名について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第3項の規定に基づき、貴社（殿）を〇〇〇〇において行われる〇〇〇〇工事について、同条第1項に規定する措置を講ずべき者として指名します。

備 考

この指名に不服がある場合には、この指名が行われたことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇〇労働局長に対して審査請求をすることができます（指名があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この指名に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この指名があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます（指名があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、指名があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、指名の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

別紙(3)の2

{ 安全 }
 { 衛生 } 管理者増員命令書

署 第 号
 年 月 日

殿

労働基準監督署長

貴事業場における { 安全 } 管理者について 名が増員が必要と認められるので労働安全衛生法 { 第11 } 条第2項の規定に基づき、平成 年 月 日までに選任すべきことを命ずる。

(備考) この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 労働局長に対して審査請求をすることができる(命令があった日から1年を経過した場合を除く。)。

この命令に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる(命令があった日から1年を経過した場合を除く。)。ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない(裁決があった日から1年を経過した場合を除く。)。

様式第1号

番 号
年 月 日

殿

〇〇都道府県労働局長 印

事業場の指定について

労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第4条第1項第3号の規定に基づき、貴社(殿)の〇〇〇〇を指定事業場として指定します。

また、同号の規定に基づき、上記事業場に係る生産施設の単位を下記のとおり指定します。

記

備考

この指定に不服がある場合には、この指定が行われたことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(指定があった日から1年を経過した場合を除きます。)

この指定に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この指定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます(指定があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、指定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

様式第2号

番
年 月 日
号

殿

〇〇都道府県労働局長 印

事業場の指定について

労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第40条の3第1項の規定に基づき、貴社(殿)の〇〇〇〇を同項の適用を受ける事業場として指定します。

備考

この指定に不服がある場合には、この指定が行われたことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(指定があった日から1年を経過した場合を除きます。)

この指定に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この指定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます(指定があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、指定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

様式第3号

第 号
平成 年 月 日

再・追加検査実施
物件提出 命令書

労働局長

平成 年 月 日本職あて（提出申請）のあったじん肺管理区分の決定に関する（提出申請）について、提出された資料ではじん肺管理区分の決定ができないため、下記期限までに下記に掲げる（再・追加検査を実施しその資料を提出物件を提出）するよう、じん肺法第13条第3項（第15条第3項、第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき命じます。

なお、この命令について不服があるときは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（命令があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この命令に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます（命令があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

氏名	住所	再・追加検査の内容	提出すべき資料	提出期限	備考
				平成 年 月 日	
~~~~~					
				平成 年 月 日	

- 備考 1 再・追加検査を命ずるときは、「再・追加検査の内容」の欄にその検査の方法を記入し、かつ、「提出すべき資料」の欄にエックス線検査、〇〇検査の結果を証明する書面等を記入すること。
- 2 物件の提出を命ずるときは、「提出すべき資料」の欄にその具体的物件名を記入すること。

様式9(1)

第 号  
平成 年 月 日

## 作業転換指示書

殿

労働局長

貴事業場の 氏は、先般通知したとおりじん肺管理区分が管理3口に該当し、今後なお粉じん作業（じん肺法施行規則第2条に定める作業をいう。以下同じ。）に従事するとじん肺のために就業できなくなるおそれがあります。

したがって、同人を粉じん作業以外の作業に転換させるよう、じん肺法第21条第4項の規定に基づき指示します。

なお、この指示について不服があるときは、この指示があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（指示があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この指示に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この指示があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます（指示があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、指示があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、指示の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

また、作業転換が行われた場合には、下記事項を遵守して下さい。

## 記

1. 氏を作業転換させたときには遅滞なく、作業転換報告書に所要事項を記入の上、本職あて提出すること。
2. 氏が常時粉じん作業に従事しなくなった日から7日以内に、労働基準法第12条に規定する平均賃金の60日分に相当する額の転換手当を支払うこと。

様式第1号

工事 着手差止 計画変更 命令書		○基○署発第 平成 年 月 日	号 日
( 事業者名 ) ( 職名 ) ( 氏名 ) 殿			
○○労働基準監督署長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>			
貴事業場における○○○○については、計画書を審査したところ、下記「命令の理由」欄記載のとおり危害防止上必要があるので労働安全衛生法第88条第7項及び労働基準法第96条の2第2項の規定に基づいて「命令の内容」欄記載のとおり命令します。 なお、この命令に違反した場合には、送検手続きをとることがあります。			
番号	命令の理由 ( 該当法令条文 )	命令の内容	
1	( )		
2	( )		
3	( )		
4	( )		
5	( )		
備 考	1. この命令に基づいて工事計画を変更した場合には、その旨報告して下さい。 2. この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、○○○労働局長に対して審査請求をすることができます(命令があった日から1年を経過した場合を除きます。) この命令に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます(命令があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。) 3. この命令書は、3年間保存して下さい。		
勸 告 指 導 事 項	1. 次の事項について、工事計画を変更されるよう、あわせて勧告します。 2. なお、この勧告に基づいて工事計画を変更した場合には、その旨報告をして下さい。		
受領者の 職 名		受領者の 氏 名 印	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>

番 号  
年 月 日

## 機 械 等 措 置 命 令 書

殿

労働局長 印

貴殿の（製造・輸入）に係る下記1に機械等については、下記2の事実により、労働安全衛生法第43条の2第（1・3・4）号に該当するので、同条の規定に基づき下記3の措置を講ずることを命令します。

なお、この命令に違反した場合には送検手続をとることがあります。

## 記

- 1 対象機械等
- 2 事実の概要
- 3 措 置

措 置 内 容	完 了 期 限
	年 月 日
	年 月 日

## (備 考)

この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求することができます(命令があった日から1年を経過した場合を除きます。)

この命令に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます(命令があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

(様式第2号)

平成 年 月 日  
番 号

(局所排気装置特例稼働許可申請者) 殿

〇〇労働基準監督署長 印

## 局所排気装置特例稼働不許可通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった局所排気装置の稼働の特例については、下記の理由により、許可しないこととしたので通知する。

## 記

不許可の理由：(許可基準に適合しない項目)

(注) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇〇労働局長に対して、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができる(処分のあった日から1年を経過した場合を除く。)

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない(裁決があった日から1年を経過した場合を除く。)

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇殿

労働局長

## 健康管理手帳不交付決定通知書

平成〇年〇月〇日付けをもって本職あてに申請のあった石綿（ベリリウム）に係る健康管理手帳交付申請は、労働安全衛生法第67条第1項に基づく労働安全衛生規則第53条第1項に定める下記の要件を具備しないため、健康管理手帳を交付しないことを決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定のあった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この決定に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

## 記

両肺野に石綿による不整型陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。  
（両肺野にベリリウムによるび慢性の結節陰影があること。）

様式第3号

平成 年 月 日

殿

労働局長 印

## 特定機械等の保管に係る認定審査結果通知書

平成 年 月 日付で申請があった件については、下記のとおり認定しないこととしたので通知する。

## 記

- 1 事業場名
- 2 所在地
- 3 認定しない特定機械等
- 4 認定しない理由

## 備考

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない(裁決があった日から1年を経過した場合を除く。)

様式第8号

平成 年 月 日

殿

労働局長

## 特定機械等の保管状況に係る認定審査結果通知書

平成 年 月 日付で申請があった件については、下記のとおり認定しないこととしたので通知する。

## 記

- 1 事業場名
- 2 所在地
- 3 認定しない特定機械等の種類・型式等
- 4 刻印番号
- 5 認定しない理由

## 備考

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない(裁決があった日から1年を経過した場合を除く。)

様式第2号

平成 年 月 日

認定申請者又は登録性能検査機関 殿

労働基準監督署長 印

## ○年連続運転認定通知書

平成 年 月 日付けで○年連続運転認定申請があったボイラー等については、下記のとおり認定したので通知する。

(なお、認定の条件に反した場合は、認定を取り消すことがある。) ^{注1}

## 記

- 1 事業場名
- 2 所在地
- 3 認定したボイラー等
- 4 認定の有効期間 ^{注2}

平成 年 月 日 より5年間

ただし、2年連続運転に係る運転時検査は、当該ボイラー等について、前回の性能検査が冷却及び掃除した状態で行われた場合に限り認められるものであること。

注1：( )内は条件を付す場合に記載するものであること。

注2：2年連続運転の場合について、記入すること。

## 備考

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に都道府県労働局長に対して審査請求をすることができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない(裁決があった日から1年を経過した場合を除く。)

様式第3号

平成 年 月 日

認定申請者又は登録性能検査機関 殿

労働基準監督署長 印

## ○年連続運転認定審査結果通知書

平成 年 月 日付で○年連続運転認定申請があったボイラー等については、下記のとおり認定しないこととしたので通知する。

## 記

- 1 事業場名
- 2 所在地
- 3 認定しないボイラー等
- 4 認定しない理由

## 備考

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に都道府県労働局長に対して審査請求をすることができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない(裁決があった日から1年を経過した場合を除く。)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{〇〇〇労働局長} \\ \text{厚生労働大臣} \end{array} \right\}$  に対して審査請求

をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなくてはなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

- 行政機関の職員に関する法律の一部を改正する法律 (八二)
- 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律 (八三)
- 行政事件訴訟法の一部を改正する法律 (八四)
- 地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員採用に関する法律の一部を改正する法律 (八五)
- 競馬法の一部を改正する法律 (八六)
- 電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律 (八七)
- 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律 (八八)
- 国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律 (八九)
- 道路交通法の一部を改正する法律 (九〇)
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (九一)
- 著作権法の一部を改正する法律 (九二)

- 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律 (九三)
  - 鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律 (九四)
  - 工業標準化法の一部を改正する法律 (九五)
  - 卸売市場法の一部を改正する法律 (九六)
  - 証券取引法等の一部を改正する法律 (九七)
  - 旅券法の一部を改正する法律 (九八)
  - 高速道路株式会社法 (九九)
  - 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法 (一〇〇)
  - 日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律 (一〇一)
  - 日本道路公団等民営化関係法施行法 (一〇二)
- 〔政 令〕
- 市町村の合併の特例等に関する法律の施行に伴う国民健康保険の保険料の賦課に関する経過措置に関する政令 (一九二)
  - 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (一九三)
  - 組合等登記令の一部を改正する政令 (一九四)
  - 交通安全対策特別交付金等に関する政令の一部を改正する政令 (一九五)
  - 卸売市場法施行令の一部を改正する政令 (一九六)
  - 健康増進法の一部の施行期日を定める政令 (一九七)

〔省 令〕

- 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (総務九五)
- 卸売市場法施行規則の一部を改正する省令 (農林水産五一)

本号で公布された法令のあらまし

- ◇行政機関の職員に関する法律の一部を改正する法律 (法律第八二号) (総務省)
- 行政機関の職員に関する法律第一条第一項に規定する定員の総数の最高限度を、三三万九、八八四人とすることとした。
  - この法律は、公布の日から起算して、行政機関の職員に関する法律の規定は、平成一六年四月一日から適用することとした。
- ◇独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律 (法律第八三号) (経済産業省)
- 特定独立行政法人以外の独立行政法人 独立行政法人産業技術総合研究所 (以下「研究所」という) を独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする規定を削除することとした。(第四条関係)
  - 秘密保持義務  
研究所の役員及び職員等に対してその職務上の秘密に対する保持義務を課すこととした。(第一〇条の二関係)
  - 役員及び職員等の地位  
刑法その他の罰則の適用について、研究所の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなすこととした。(第一〇条の三関係)
  - その他  
(一) 職員の引継ぎ等、労働組合についての経過措置、不当労働行為の申立て等についての経過措置について所要の規定を設けることとした。(附則第二条、第六条関係)  
(二) 研究所の職員に、引き続き国家公務員共済組合法の規定を適用するため、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律の一部を改正することとした。(附則第八条関係)
  - この法律は、一部の規定を除き、平成一七年四月一日から施行することとした。

◇行政事件訴訟法の一部を改正する法律（法律第  
八四号）（司法制度改革推進本部）

1 訴訟類型

(一) 義務付けの訴え  
次に掲げる場合において、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める抗告訴訟の類型として、「義務付けの訴え」を定めることとした。（第三条第六項関係）

(1) 行政庁が一定の処分又は裁決をすべきであるにもかかわらずそれがされないとき、(2)に掲げる場合を除く。

(2) 行政庁に対し一定の処分又は裁決を求めた旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにもかかわらずそれがされないとき。

(二) 差止めの訴え

行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにもかかわらずそれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める抗告訴訟の類型として、「差止めの訴え」を定めることとした。（第三条第七項関係）

(三) 当事者訴訟

当事者訴訟の類型として、「公法上の法律関係に関する確認の訴え」を例示することとした。（第四条関係）

2 原告適格

裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について取消訴訟の原告適格の要件である法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとし、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとした。（第九条第二項関係）

3 被告適格等

取消訴訟につき、被告適格者を原則として行政庁から国又は公共団体に改めるとともに、処分又は裁決をした行政庁を明らかにする手続を定め、併せて、処分又は裁決をした行政庁が当該処分又は裁決に係る国又は公共団体を被告とする訴訟について、裁判上の一切の行為を有するものとした。（第一条関係）

4 管轄

取消訴訟につき、被告の普通裁判所の所在地を管轄する裁判所にも管轄を認め、国又は独立行政法人若しくは所定の法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、提起することができることとし、移送の規定を設けることとした。（第二条関係）

5 出訴期間

取消訴訟につき、処分又は裁決があつたことを知つた日から三箇月の出訴期間を六箇月に延長し、この期間を経過したときでも、正当な理由があるときは、訴えを提起することができるものとし、審査請求があつた場合の出訴期間の起算日を改めることとした。（第一条関係）

6 釈明処分の特則

裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があるとき認めるときは、行政庁に対し、処分又は裁決の理由を明らかにする資料の提出を求めること等ができることとし、処分についての審査請求に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、行政庁に対し、当該審査請求に係る事件の記録の提出を求めること等ができることとした。（第三条の二関係）

7 執行停止

執行停止の要件について、「回復の困難な損害」を「重大な損害」に改め、重大な損害を生ずるか否かの判断に当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとした。（第二五条関係）

8 義務付けの訴えの要件等

義務付けの訴えを提起する際の要件等に関する規定を設けることとした。（第三七条の二及び第三七条の三関係）

9 差止めの訴えの要件

差止めの訴えを提起する際の要件に関する規定を設けることとした。（第三七条の四関係）

10 仮の義務付け及び仮の差止め

(一) 義務付けの訴えの提起があつた場合において、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとき、仮に行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることができることとした。（第三七条の五第一項関係）

(二) 差止めの訴えの提起があつた場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとき、仮に行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることができることとした。（第三七条の五第二項関係）

(三) その他、仮の義務付け又は仮の差止めの要件及び手続に関する規定を設けることとした。（第三七条の五第三項、第五項関係）

(四) 当事者訴訟の出訴期間

法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟につき、その法令に別段の定めがある場合を除き、正当な理由があるときは、その期間を経過した後であっても、提起することができることとした。（第四〇条第一項関係）

12 取消訴訟等の提起に関する事項の教示

行政庁が、処分又は裁決をする場合には、その相手方に対し、当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者、出訴期間等を書面で教示しなければならないこととした。（第四六条関係）

13 その他

(一) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。  
(二) 関係法律について所要の整備等を行うこととした。（附則第二条、第四九条関係）

(三) 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の行政事件訴訟法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第五〇条関係）

◇地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員採用に関する法律の一部を改正する法律（法律第八五号）（総務省）

1 人事機関に関する事項

(一) 人事委員会及び公平委員会の事務として、人事管理に関する職員の苦情を処理することその他の事務を追加することとした。（第八条第一項及び第二項関係）

(二) 公平委員会を置く地方公共団体は、条例で定めるところにより、公平委員会が、職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこととすることができるとした。（第九条関係）

(三) 人事委員会又は公平委員会の委員は、当該地方公共団体の執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を兼ねることができるとした。（第九条の二関係）

(四) 人事委員会又は公平委員会は、会議を開かなければ公務の運営等に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、二人の委員が出席すれば会議を開くことができるとした。（第一一条関係）

2 修学部分休業及び高齢者部分休業に関する事項

(一) 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員等一定の職員を除く。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、大学その他の条例で定める教育施設における修学のため、二年を超えない範囲内において条例で定める期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができることとした。（第二六条の二第一項関係）

(不当労働行為の申立て等) についての経過措置  
 第六條 この法律の施行前に特労法第十八條の規定に基づき従前の研究所がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に所属している従前の研究所とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章(第十二条から第十六条までの規定を除く)及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。  
 (政令への委任)

第七條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。  
 (國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八條 國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。  
 第二条のうち國家公務員共済組合法別表第二の次に一表を加える改正規定中

人日本貿易保險	貿易保險法(昭和二十五年法律第六十七号)	獨立行政法
獨立行政法人日本貿易保險	貿易保險	獨立行政
獨立行政法人産業技術総合研究所	獨立行政	

法(昭和二十五年法律第六十七号)  
 法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第

二百三号)  
 に改める。

經濟産業大臣 中川 昭一  
 内閣総理大臣臨時代理  
 國務大臣 細田 博之

行政事件訴訟法の一部を改正する法律をここに公布する。  
 御名 御璽  
 平成十六年六月九日  
 内閣総理大臣臨時代理  
 國務大臣 細田 博之

法律第八十四号  
 行政事件訴訟法の一部を改正する法律  
 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。  
 目次中「第四十五條」を「第四十六條」に改める。

第三條第五項中「なんらか」を「何らかに」「すべきに」を「すべきであるに」に改め、同條に次の二項を加える。  
 6 この法律において「義務付けの訴え」とは、次に掲げる場合において、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう。

一 行政庁が一定の処分をすべきであるにもかかわらずこれがされなるとき(次号に掲げる場合を除く)。  
 二 行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにもかかわらずこれがされなるとき。

7 この法律において「差止め」の訴えとは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう。  
 第四條中「及び」の下に「公法上の法律關係に關する確認の訴えその他の」を加える。  
 第九條に次の一項を加える。

2 裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たつては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たつては、当該法令と目的を共通する關係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たつては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。  
 第十一條の見出しを「(被告適格等)」に改め、同條第一項を次のように改める。

処分又は裁決をした行政庁(処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下同じ)が國又は公共団体に所屬する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じて、それぞれ当該各号に定める者を被告として提起しななければならない。

一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁の所屬する國又は公共団体  
 二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁の所屬する國又は公共団体  
 第十一條第二項中「前項の規定により被告とすべき」を「前二項の規定により被告とすべき國若しくは公共団体又は」に改め、同項を第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 処分又は裁決をした行政庁が國又は公共団体に所屬しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しななければならない。  
 第十一條に次の三項を加える。

4 第一項又は前項の規定により國又は公共団体を被告として取消訴訟を提起する場合には、訴状には、民事訴訟の例により記載すべき事項のほか、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を記載するものとする。  
 一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁  
 二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁

5 第一項又は第三項の規定により國又は公共団体を被告として取消訴訟が提起された場合には、被告は、遅滞なく、裁判所に対し、前項各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を明らかにしなければならぬ。

6 処分又は裁決をした行政庁は、当該処分又は裁決に係る第一項の規定による國又は公共団体を被告とする訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する。  
 第十二條第一項を次のように改める。  
 取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。  
 第十二條に次の二項を加える。

4 國又は獨立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する獨立行政法人若しくは別表に掲げる法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定管轄裁判所」という)にも提起することができる。

5 前項の規定により特定管轄裁判所に同項の取消訴訟が提起された場合であつて、他の裁判所に事実上及び法律上同一の原因に基づいてされた処分又は裁決に係る抗告訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。  
 第十四條第一項中「三箇月以内」に提起しななければならない」を「六箇月を経過したときは、提起することができない」に改め、同項に次の三項を加える。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。  
 第十四條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項中「第一項及び前項の期間は」を削り、「あつたときは」の下に「処分又は裁決に係る取消訴訟は」を加え、「これに対する裁決があつたことを知つた日又は裁決の日から起算する」を「前二項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したとき又は当該裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第十四條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項中「第一項及び前項の期間は」を削り、「あつたときは」の下に「処分又は裁決に係る取消訴訟は」を加え、「これに対する裁決があつたことを知つた日又は裁決の日から起算する」を「前二項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したとき又は当該裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第十四條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項中「第一項及び前項の期間は」を削り、「あつたときは」の下に「処分又は裁決に係る取消訴訟は」を加え、「これに対する裁決があつたことを知つた日又は裁決の日から起算する」を「前二項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したとき又は当該裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第十四條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項中「第一項及び前項の期間は」を削り、「あつたときは」の下に「処分又は裁決に係る取消訴訟は」を加え、「これに対する裁決があつたことを知つた日又は裁決の日から起算する」を「前二項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したとき又は当該裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第十四条第四項を同条第三項とする。  
 第二十三条第一項中「他の」を「処分又は裁決をした行政庁以外の」に改める。  
 第二十三条の次に次の一条を加える。  
 (釈明処分の特則)

第二十三条の二 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。  
 一 被告である国若しくは公共団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、処分又は裁決の内容、処分又は裁決の根拠となる法令の条項、処分又は裁決の理由となる事実その他処分又は裁決の理由を明らかにする資料(次項に規定する審査請求に係る事件の記録を除く)であつて当該行政庁が保有するもの全部又は一部の提出を求めること。  
 二 前号に規定する行政庁以外の行政庁に対し、同号に規定する資料であつて当該行政庁が保有するもの全部又は一部の送付を囑託すること。

2 裁判所は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をすることができる。  
 一 被告である国若しくは公共団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、当該審査請求に係る事件の記録であつて当該行政庁が保有するもの全部又は一部の提出を求めること。  
 二 前号に規定する行政庁以外の行政庁に対し、同号に規定する事件の記録であつて当該行政庁が保有するもの全部又は一部の送付を囑託すること。

2 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。  
 第二十六条第二項中「前条第四項から第七項まで」を「前条第五項から第八項まで」に改める。  
 第三十三条第一項中「当事者たる」を「処分又は裁決をした」に改める。

第三十七条の次に次の見出し及び四条を加える。  
 (義務付けの訴えの要件等)  
 第三十七条の二 第三条第六項第一号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる。  
 2 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。  
 3 第一項の義務付けの訴えは、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。  
 4 前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第二項の規定を準用する。  
 5 義務付けの訴えが第一項及び第三項に規定する要件に該当する場合において、その義務付けの訴えに係る処分につき、行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分をすべき旨を命ずる判決をする。

第三十七条の三 第三条第六項第二号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときに限り、提起することができる。  
 一 当該法令に基づく申請又は審査請求に対し相当の期間内に何らの処分又は裁決がされないこと。  
 二 当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合において、当該処分又は裁決が取り消されべきものであり、又は無効若しくは不存在であること。  
 2 前項の義務付けの訴えは、同項各号に規定する法令に基づく申請又は審査請求をした者に限り、提起することができる。

3 第一項の義務付けの訴えを提起するときは、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める訴えをその義務付けの訴えに併合して提起しなければならない。この場合において、当該各号に定める訴えに係る訴訟の管轄について他の法律に特別の定めがあるときは、当該義務付けの訴えに係る訴訟の管轄は、第三十八条第一項において準用する第十二条の規定にかかわらず、その定めに従う。  
 一 第一項第一号に掲げる要件に該当する場合 同号に規定する処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え  
 二 第一項第二号に掲げる要件に該当する場合 同号に規定する処分又は裁決に係る取消訴訟又は無効等確認の訴え  
 4 前項の規定により併合して提起された義務付けの訴え及び同項各号に定める訴えに係る弁論及び裁判は分離しないしなければならない。  
 5 義務付けの訴えが第一項から第三項までに規定する要件に該当する場合において、同項各号に定める訴えに係る請求に理由があると認められ、かつ、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべきであることがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決をすべき旨を命ずる判決をする。

6 第四項の規定にかかわらず、裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、第三項各号に定める訴えについてのみ終局判決をすることがより迅速な争訟の解決に資すると認めるときは、当該訴えについてのみ終局判決をすることができる。この場合において、裁判所は、当該訴えについてのみ終局判決をしたときは、当事者の意見を聴いて、当該訴えに係る訴訟手続が完結するまでの間、義務付けの訴えに係る訴訟手続を中止することができる。  
 7 第一項の義務付けの訴えのうち、行政庁が一定の裁決をすべき旨を命ずることを求めるものは、処分についての審査請求がされた場合において、当該処分に係る処分の取消し又は無効等確認の訴えを提起することができないときに限り、提起することができる。

(差止めの訴えの要件)  
 第三十七条の四 差止めの訴えは、一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある場合に限り、提起することができる。ただし、その損害を避けるため他に適当な方法があるときは、この限りでない。  
 2 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分又は裁決の内容及び性質をも勘案するものとする。  
 3 差止めの訴えは、行政庁が一定の処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。  
 4 前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第二項の規定を準用する。  
 5 差止めの訴えが第一項及び第三項に規定する要件に該当する場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべきでないことがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決をすべきであることがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずる判決をする。  
 (仮の義務付け及び仮の差止め)  
 第三十七条の五 義務付けの訴えの提起があつた場合において、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案に就いては、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずること(以下この条において「仮の義務付け」という。)ができる。  
 2 差止めの訴えの提起があつた場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案に就いては、理由があるとき、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずること(以下この条において「仮の差止め」という。)ができる。

3 仮の義務付け又は仮の差止めは、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、することができない。

4 第二十五条第五項から第八項まで、第二十六条から第二十八条まで及び第三十三条第一項の規定は、仮の義務付け又は仮の差止めに関する事項について準用する。

5 前項において準用する第二十五条第七項の即時抗告についての裁判又は前項において準用する第二十六条第一項の規定により仮の義務付けの決定が取り消されたときは、当該行政庁は、当該仮の義務付けの決定に基づいてした処分又は裁決を取り消さなければならない。

第三十八条第一項中「第二十四条まで」を「第二十三条まで、第二十四条」に改め、「抗告訴訟に」の下に「ついて」を加え、同条第三項中「第二十五条」を「第二十三条の二、第二十五条」に改め、「訴えに」の下に「ついて」を加える。

第四十条第一項を次のように改める。

法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟は、その法令に別段の定めがある場合を除き、正当な理由があるときは、その期間を経過した後であつても、これを提起することができる。

第四十条第二項中「規定は」の下に「法令に」を、「当事者訴訟に」の下に「ついて」を加える。

第四十一条第一項中「当事者訴訟に」を「当事者訴訟について、第二十三条の二の規定は当事者訴訟における処分又は裁決の理由を明らかにする資料の提出について」に改める。

第四十五条第四項中「争点に関し」を「争点について第二十三条の二及び」に、「裁判に関し」を「裁判について」に改める。

本則に次の一条を加える。

(取消訴訟等の提起に関する事項の教示)

第四十六条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合、この限りでない。

一 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者

二 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間

三 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

2 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合、この限りでない。

3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合、この限りでない。

一 当該訴訟の被告とすべき者

二 当該訴訟の出訴期間

附則の次に次の別表を加える。

別表(第十二条関係)

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)
関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第十二号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)
首都高速道路公団	首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第三十三号)

商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)
総合研究開発機構	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方競馬全国協会	競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本原子力研究所	日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)
日本自転車振興会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)
日本船舶振興会	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本道路公団	日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)
日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
年金資金運用基金	年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)

名称	根拠法
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)
放送大学学園	放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十八号第三号及び第四十五号の規定 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第六十一号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 附則第四十八号中独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)、第二十三号第二項の改正規定 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

(経過措置に関する原則)

第二条 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

(被告適格に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に係属している抗告訴訟(この法律による改正後の行政事件訴訟法(以下「新法」という。))第三十一条第一項に規定する抗告訴訟をいう。)並びに民衆訴訟(新法第五十一条に規定する民衆訴訟をいう。及び機関訴訟(新法第六十一条に規定する機関訴訟をいう。))のうち処分(新法第三十一条第三項に規定する処分をいう。以下同じ。))又は裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。以下同じ。))の取消し又は無効の確認を求めものの被告適格に関しては、新法第十一号、第二十三号第一項及び第三十三号第一項(これらの規定を新法第三十八号第一項新

法第十一号、第二十三号第一項及び第三十三号第一項(これらの規定を新法第三十八号第一項新

法第四十三條第二項において準用する場合を含む。又は新法第四十三條第一項において準用する場合を含む。並びに附則第十八條の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十九條の十四第一項、附則第三十六條の規定による改正後の国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第一百六條第一項、附則第四十三條の規定による改正後のたばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)附則第二十三條及び附則第四十四條の規定による改正後の塩事業法(平成八年法律第三十九号)附則第二十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(出訴期間に関する経過措置) 第四条 この法律の施行前にその期間が満了した処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。

(取消訴訟等の提起に関する事項の教示に関する経過措置) 第五条 この法律の施行前にされた処分又は裁決については、新法第四十六條の規定は、適用しない。

(砂防法等の一部改正) 第六条 次に掲げる法令の規定中「三箇月」を「六箇月」に改める。

- 一 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第四十三條第一項
二 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第五十條第四項
三 運河法(大正二年法律第十六号)第四條第四項及び第五條第三項
四 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十四條第一項
五 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第十三條第二項
六 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第二十四号)第二十三條第一項
七 森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第八條第五項
八 水路業務法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五條第三項
九 植物防疫法(昭和二十五年法律第五百一十一号)第二十條第六項
十 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六百六十一号)第十八條の三第三項
十一 気象業務法(昭和二十七年法律第六百六十五号)第四十條第三項

(供託法及び不動産登記法の一部改正) 第七条 次に掲げる法律の規定中「第三十四條第二項乃至第六項」を「第三十四條第二項乃至第七項」に改める。

一 供託法(明治三十二年法律第十五号)第一條ノ八
二 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第五百五十七條ノ二
(陸上交通事業調整法等の一部改正) 第八条 次に掲げる法律の規定中「三月」を「六月」に改める。

一 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)第十條第一項
二 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二十七條第三項
三 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十條の十一の六第一項ただし書
四 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第八十五條の三第一項ただし書
五 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第五條第九項
六 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第八十三條第二項
七 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十三條第一項
八 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第一百十号)第十四條第一項及び第十七條第一項
九 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十五條の十二第一項ただし書
十 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第七十二條第一項
十一 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第八條第四項
十二 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)第四條第七項
十三 石油需給適正化法(昭和四十八年法律第二百二十二号)第十條第九項
十四 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一号)第十七條第一項
十五 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)第四條第二項

十六 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第三十五條第八項
十七 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二十二條第九項
十八 持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)第九條第四項
(地方自治法の一部改正) 第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十六條第一項第十二号中「訴えの提起」の下に「普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第三條第二項に規定する処分又は同法第三條第三項に規定する裁決をいう。以下本号、第九十五條の二、第九十九條及び第一百九十九條の三第三項において同じ)に係る同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。」又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む。の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下本号、第九十五條の二、第九十九條及び第一百九十九條の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という)に係るものを除く。を「和解」の下に「普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。」を加える。

第九十五條の次に次の一条を加える。
第九十五條の二 普通地方公共団体の議会は、議長が選任された後、普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。
第九十七條第六項に次の一項を加える。
前項の訴えのうち第四項の規定による議会の議決又は選挙の取消しを求めるものは、当該議事を被告として提起しなればならぬ。

第九十九條の次に次のように改める。
第九十九條 選挙管理委員会の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、選挙管理委員会が当該普通地方公共団体を代表する。
第九十九條の三第二項中「及び」の下に「次項又は」を加え、同項の次に次の一項を加える。
代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。

第二百五十條の二第一項中「第二百五十一條の三第二項」の下に「第二百五十一條の五第一項、第二百五十二條第一項」を加える。
第二百五十一條の五第一項各号列記以外の部分中「行政庁」の下に「(国の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁)」を加え、同項に次のただし書を加える。
ただし、違法な国の関与の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、当該訴えは、国を被告として提起しなればならない。

第二百五十一條の五第八項中「第十一條第一項本文、第十二條」を「第十一條」に改め、同條第十項を削り、同條第十一項を同條第十項とする。
第二百五十二條第一項各号列記以外の部分中「行政庁」の下に「(都道府県の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁)」を加え、同項に次のただし書を加える。
ただし、違法な都道府県の関与の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、当該訴えは、当該都道府県を被告として提起しなればならない。

第二百五十二條第四項中「第十一條第一項本文、第十二條」を「第十一條」に改め、同條第六項を削り、同條第七項を同條第六項とする。
(国の利害に係る訴訟) 第十條 国の利害に係る訴訟に関する法律の一部改正
第十條 国の利害に係る訴訟に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項中「行政庁を当事者又は」を「」当該行政庁の処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)第三條第二項に規定する処分をいう)又は裁決(同法第三項に規定する裁決をいう)に係る同法第十一條第一項(同法第三十八條第一項(同法第四十三條第二項)において準用する場合を含む)又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む)の規定による国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは」に改め、同條第二項中「の当事者又は参加人である」を「に係る」に改める。

第二百五十二條第四項中「第十一條第一項本文、第十二條」を「第十一條」に改め、同條第六項を削り、同條第七項を同條第六項とする。
(国の利害に係る訴訟) 第十條 国の利害に係る訴訟に関する法律の一部改正
第十條 国の利害に係る訴訟に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項中「行政庁を当事者又は」を「」当該行政庁の処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)第三條第二項に規定する処分をいう)又は裁決(同法第三項に規定する裁決をいう)に係る同法第十一條第一項(同法第三十八條第一項(同法第四十三條第二項)において準用する場合を含む)又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む)の規定による国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは」に改め、同條第二項中「の当事者又は参加人である」を「に係る」に改める。

第二百五十二條第四項中「第十一條第一項本文、第十二條」を「第十一條」に改め、同條第六項を削り、同條第七項を同條第六項とする。
(国の利害に係る訴訟) 第十條 国の利害に係る訴訟に関する法律の一部改正
第十條 国の利害に係る訴訟に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項中「行政庁を当事者又は」を「」当該行政庁の処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)第三條第二項に規定する処分をいう)又は裁決(同法第三項に規定する裁決をいう)に係る同法第十一條第一項(同法第三十八條第一項(同法第四十三條第二項)において準用する場合を含む)又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む)の規定による国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは」に改め、同條第二項中「の当事者又は参加人である」を「に係る」に改める。

第六條の二第一項中「地方公共団体の」を「行政事件訴訟法第十一條第一項(同法第三十八條第一項(同法第四十三條第二項)において準用する場合を含む。)(又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む。)(の規定による地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の」に改め、同条第三項中「の行政庁を当事者又は」を「を当事者とし又は地方公共団体の行政庁を当事者若しくは」に改める。

(消防法の一部改正)  
第十一條 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「以内に提起しなければならぬ」を「を経過したときは、提起することができない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第六條第二項を削る。  
(文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律等の一部改正)  
第十二條 次に掲げる法律の規定中「三箇月」を「六箇月」に、「訴え」を「訴え」に改める。

一 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第四百九号) 第十五條第五項  
二 電波法(昭和二十五年法律第三十一号) 第七十一條第四項  
三 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号) 第四十一條第四項  
四 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号) 第六十九條第六項

五 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第四十九條第六項  
六 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第四十五條第三項  
(労働組合法の一部改正)  
第十三條 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七條の四」を「第二十七條の五」に改める。  
第二十七條第七項中「第十二條第三項」の下に「から第五項まで」を加える。

第四章中第二十七條の四を第二十七條の五とし、第二十七條の三を第二十七條の四とし、第二十七條の二を第二十七條の三とし、第二十七條の次に次の一条を加える。

(抗告訴訟の取扱い)  
第二十七條の二 地方労働委員会は、その処分(行政事件訴訟法第三條第二項に規定する処分をいう。)(に係る同法第十一條第一項(同法第三十八條第一項)において準用する場合を含む。)(の規定による都道府県を被告とする訴訟)について、当該都道府県を代表する。

(漁業法の一部改正)  
第十四條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第九項中「九十日」を「六月」に改める。  
第二百二十五條第十四項中「九十日」を「六月」に、「訴え」を「訴え」に改める。  
第二百三十五條の二の次に次の一条を加える。

(抗告訴訟の取扱い)  
第二百三十五條の三 漁業調整委員会(広域漁業調整委員会を除く。)(又は内水面漁場管理委員会は、その処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号) 第三條第二項に規定する処分をいう。)(又は裁判(同法第三項に規定する裁判をいう。)(に係る同法第十一條第一項(同法第三十八條第一項)において準用する場合を含む。)(の規定による都道府県を被告とする訴訟)について、当該都道府県を代表する。

(郵便物運送委託法の一部改正)  
第十五條 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第十五條第四項中「訴え」を「訴え」に改め、同項ただし書中「三箇月」を「六箇月」に改める。  
(相続税法の一部改正)  
第十六條 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
附則第三項ただし書中「当該住所」を「当該住所」に改め、「これらを被告として」を削る。  
(文化財保護法の一部改正)  
第十七條 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百九十四号)の一部を次のように改正する。  
第四十一條第三項中「訴え」を「訴え」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「三箇月」を「六箇月」に改める。

(地方税法の一部改正)  
第十八條 地方税法の一部を次のように改正する。

第十九條の十四第一項中「となつた地方団体の長又は第二條の二に規定する支庁、地方事務所、市の区の事務所若しくは税務に関する事務所の長」を「である地方団体」に改める。  
第四百三十四條の次に次の一条を加える。

(抗告訴訟の取扱い)  
第四百三十四條の二 固定資産評価審査委員会は、固定資産評価審査委員会の行政事件訴訟法第三條第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁判に係る同法第十一條第一項(同法第三十八條第一項)において準用する場合を含む。)(の規定による市町村を被告とする訴訟)について、当該市町村を代表する。

(地方公務員法の一部改正)  
第十九條 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。  
第八條の次に次の一条を加える。

(抗告訴訟の取扱い)  
第八條の二 人事委員会又は公平委員会は、人事委員会又は公平委員会の行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号) 第三條第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁判に係る同法第十一條第一項(同法第三十八條第一項)において準用する場合を含む。)(の規定による地方公共団体を被告とする訴訟)について、当該地方公共団体を代表する。

(鉱業法の一部改正)  
第二十條 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第五十三條の二第五項中「三箇月」を「六箇月」に改める。  
第九十七條の見出し中「訴え」を「訴え」に改め、同条第一項中「三箇月」を「六箇月」に、「訴え」を「訴え」に改め、同条第二項中「訴え」を「訴え」に改める。  
(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)  
第二十一條 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。  
第二十七條第二項中「回復の困難な」を「重大な」に改め、同条第八項中「第四項から第六項まで」を「第五項から第七項まで」に改め、

同項を同条第九項とし、同条第三項から同条第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一を加える。

3 裁定委員会は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。  
(農業委員会等に関する法律の一部改正)  
第二十二條 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二條及び第三十三條を次のように改める。  
(抗告訴訟の取扱い)  
第三十二條 農業委員会は、その処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号) 第三條第二項に規定する処分をいう。)(又は裁判(同法第三項に規定する裁判をいう。)(に係る同法第十一條第一項(同法第三十八條第一項)において準用する場合を含む。)(の規定による市町村を被告とする訴訟)について、当該市町村を代表する。

第三十三條 削除  
(土地収用法の一部改正)  
第二十三條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第五十八條の次に次の一条を加える。  
(抗告訴訟等の取扱い)  
第五十八條の二 収用委員会は、収用委員会の処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号) 第三條第二項に規定する処分をいう。)(以下この条において同じ。)(又は第六十四條の規定により会長若しくは第六十條の二第二項に規定する指名委員がする処分に係る同法第十一條第一項(同法第三十八條第一項(同法第四十三條第二項)において準用する場合を含む。)(又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む。)(の規定による都道府県を被告とする訴訟)について、当該都道府県を代表する。

第九十四條第九項中「第三百三十三條第一項」を「第三百三十三條第二項」に、「訴え」を「訴え」に改める。  
第一百四條の二中「第三百三十三條」を「第三百三十三條第二項及び第三項」に改める。

第百三十三条第二項中「訴」を「訴え」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「訴」を「訴え」に、「三月」を「六月」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

収用委員会の裁決に関する訴え(次項及び第三項に規定する損失の補償に関する訴えを除く。)は、裁決書の正本の送達を受けた日から三月の不変期間内に提起しなければならぬ。

第百三十四条中「前条」を「前条第二項及び第三項」に、「訴」を「訴え」に改める。  
第三項に、「訴」を「訴え」に改める。  
第三項に、「訴」を「訴え」に改める。

第二十四条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。  
第十一條第五項及び第二十四條第五項中「九十日」を「六月」に、「訴」を「訴え」に改める。  
(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。  
第十六條第四項中「第百三十三條」を「第百三十三條第二項及び第三項」に改める。  
第二十九條第一項中「第百三十三條第二項」を「第百三十三條第三項」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律の一部改正)  
第二十六條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第六條の見出し中「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「三箇月」を「六箇月」に、「訴」を「訴え」に改め、同条第二項中「訴」を「訴え」に改める。

(農山漁村電気導入促進法の一部改正)  
第二十七條 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。  
第十條の見出し中「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「九十日」を「六月」に、「訴」を「訴え」に改め、同条第二項中「訴」を「訴え」に改める。

(逃亡犯罪人引渡法の一部改正)  
第二十八條 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。  
第三十五條の見出し中「行政手続法」を「行政手続法等」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 この法律に基づいて行う処分(行政事件訴訟法(昭和二十七年法律第百三十九号)第三條第二項に規定する処分をいう。)又は裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。)に係る抗告訴訟(同条第一項に規定する抗告訴訟をいう。)については、同法第十二條第四項及び第五項(これらの規定を同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正)  
第二十九條 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。  
第五條の見出し中「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「三箇月」を「六箇月」に、「訴」を「訴え」に改め、同条第二項中「訴」を「訴え」に改める。

(警察法の一部改正)  
第三十條 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第七十九條」を「第八十一條」に改める。  
第七十九條を第八十一條とし、第七十八條の二を第七十九條とし、同条の次に次の一項を加える。

(抗告訴訟等の取扱い)  
第八十條 都道府県公安委員会は、その処分(行政事件訴訟法(昭和二十七年法律第百三十九号)第三條第二項に規定する処分をいう。)以下この条において同じ)若しくは裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。以下この条において同じ)若しくは裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。以下この条において同じ)又はその管理する方面公安委員若しくは若しくは都道府県警察の職員の処分若しくは裁決に係る同法第十一條第一項(同法第三十八條第一項(同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。))又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む。))の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)  
第三十一條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。  
第五十六條を次のように改める。  
(抗告訴訟等の取扱い)  
第五十六條 教育委員会は、教育委員会若しくはその権限に属する事務の委任を受けた行政庁の処分(行政事件訴訟法(昭和二十七年法律第百三十九号)第三條第二項に規定する処分をいう。以下この条において同じ)若しくは裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。以下この条において同じ)又は教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の処分若しくは裁決に係る同法第十一條第一項(同法第三十八條第一項(同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。))又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む。))の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する。

(自然公園法等の一部改正)  
第三十二條 次に掲げる法律の規定中「起算して三月」を「六月」に改める。  
一 自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)第五十三條第一項  
二 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十四條第一項  
三 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十四條第四項  
四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十二條第四項

(水道法の一部改正)  
第三十三條 水道法(昭和三十三年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。  
第四十條第六項及び第四十二條第五項中「起算して」を削り、「訴」を「訴え」に改める。

(国税徴収法の一部改正)  
第三十四條 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。  
第七十一條第二項中「当該訴」を「当該訴え」に、「第三項」を「第二項」に、「により訴」を「により訴え」に改める。  
(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)  
第三十五條 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「第百三十三條第一項」を「第百三十三條第二項及び第三項」に改める。  
(国税通則法の一部改正)  
第三十六條 国税通則法の一部を次のように改正する。  
第百十六條第一項中「となつた税務署長又は税関長」を「である国」に改める。  
(行政不服審査法の一部改正)  
第三十七條 行政不服審査法(昭和二十七年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。  
第三十四條第四項中「回復の困難な」を「重大な」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前三項」を「第二項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。  
5 審査庁は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

第五十七條第一項中「期間を」の下に「書面」を加える。  
(商業登記法等の一部改正)  
第三十八條 次に掲げる法律の規定中「第三十四條第二項から第六項まで」を「第三十四條第二項から第七項まで」に改める。  
一 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第百十九條  
二 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)第十五條  
三 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十六條



○厚生労働省令第二十九号

行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十四号）の施行に伴い、並びにじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第十四条第一項（同法第十五条第三項、第十六条第二項及び第十六条の二第二項）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）を実施するため、労働基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月十五日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

労働基準法施行規則等の一部を改正する省令

（労働基準法施行規則の一部改正）

第一条 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の三を次のように改める。



様式第一号の三（第六条の三関係）

貯蓄金管理中止命令書

事業の名称  
事業の所在地  
使用者職氏名

右の者に対して、 年 月 日届出の貯蓄金管理を継続することは、労働者の利益を著しく害すると認め、労働基準法第十八条第六項の規定に基づき、左記の労働者の貯蓄金の管理を中止すべきことを命ずる。  
(中止を命ずる理由)

年 月 日 記

労働基準監督署長

印

備考

- 一 この命令に不服がある場合には、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に、労働局長に対して審査請求をすることができる（命令があつた日から一年を経過した場合を除く。）。
- 二 この命令に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができる（命令があつた日から一年を経過した場合を除く。）。
- 三 ただし、命令があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して六箇月以内に提起しなければならぬ（裁決があつた日から一年を経過した場合を除く。）。

様式第七号を次のように改める。



様式第七号 (第十四条関係)

代休付与命令書

事業の名称  
事業の所在地  
使用者職氏名

右の者に対して、 年 月 日届出の労働時間の延長を不相当と認め労働基準法第三十三条第二項の規定に基づき、  
次の休憩を与えるべきことを命ずる。  
休日 労働

休憩 時間  
休日 日  
(不相当と認める理由)

年 月 日

労働基準監督署長

印

備考

- 一 この命令に不服がある場合には、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に、労働局長に対して審査請求をすることができる(命令があつた日から一年を経過した場合を除く。)
- 二 この命令に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができる(命令があつた日から一年を経過した場合を除く。)
- 三 ただし、命令があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して六箇月以内に提起しなければならない(裁決があつた日から一年を経過した場合を除く。)

様式第十七号を次のように改める。



様式第十七号（第五十条関係）

就業規則変更命令書

事業の名称  
事業の所在地  
使用者職氏名

右の者に対し、労働基準法第九十二条第二項の規定により、その就業規則の中次の事項について変更すべきことを命ずる。

一

（変更を命ずる理由）

年 月 日

労働基準監督署長

印

備考

一 この命令に不服がある場合には、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に、労働局長  
に対して審査請求をすることができる（命令があつた日から一年を経過した場合を除く。）。

二 この命令に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この命  
令があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができる（命令があつた日から一年を経過した  
場合を除く。）。

三 ただし、命令があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、  
その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して六箇月以内に提起しなければならない（裁決があつた日  
から一年を経過した場合を除く。）。

(年少者労働基準規則の一部改正)

第二条 年少者労働基準規則(昭和二十九年労働省令第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第二号を次のように改める。



様式第二号 (第二条関係)

労働契約解除書

契約の内容			
使用者氏名	事業の種類	事業の名称	事業の所在地
労働者氏名	生年月日	業種	現住所

右の労働契約は、次の理由により、労働基準法第五十八条第二項の規定に基づいて解除する。

理由 由  
年 月 日

労働基準監督署長

印

備考

- 一 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に、労働局長に対して審査請求をすることができる（処分があつた日から一年を経過した場合を除く。）。
- 二 この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができる（処分があつた日から一年を経過した場合を除く。）。
- 三 ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して六箇月以内に提起しなければならない（裁決があつた日から一年を経過した場合を除く。）。

(じん肺法施行規則の一部改正)

第三条 じん肺法施行規則(昭和三十五年労働省令第六号)の一部を次のように改正する。

様式第四号を次のように改める。



じん肺管理区分決定通知書

殿

都道府県労働局長 ㊟

年 月 日本職あて 提出  
申請 のあつたじん肺管理区分の決定に関する 提出  
申請 に

基づき、じん肺法 第13条第2項(同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)  
第15条第3項において準用する同法第13条第2項  
第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定

により下記のとおりじん肺管理区分を決定したので通知します。  
 なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(決定のあつた日から1年を経過した場合を除きます。)  
 また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)  
 なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏名	住所	じん肺管理区分	備 考			療養の要否
			じん肺健康診断の結果			
			エックス線写真の像	肺機能の障害	かかっている合併症の名称	
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F(-)  F(+)  F(≡)		要    否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F(-)  F(+)  F(≡)		要    否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F(-)  F(+)  F(≡)		要    否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR₀ じん肺の所見がない。
- PR₁ エックス線写真の像が第1型である。
- PR₂ エックス線写真の像が第2型である。
- PR₃ エックス線写真の像が第3型である。
- PR₄(A, B) エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの)である。
- PR₄(C) エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの)である。
- F(-) じん肺による肺機能の障害がない。
- F(+ ) じん肺による肺機能の障害がある。
- F(≡) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

附 則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。